

会議録

平成25年度第1回藤沢市子ども・子育て会議及び 藤沢市次世代育成支援施策推進委員会

- 日時 平成25年7月29日(月) 13:00～14:40
開催場所 藤沢青少年会館3階談話室
出席者 22名(別紙のとおり)
傍聴者 5名
議題 (1) 会議の運営について(委員長の選任、副委員長の選任)
(2) 子ども・子育て関連3法について
(藤沢市子ども・子育て会議の役割について)
(3) 需要調査について
(4) 次世代育成支援行動計画の平成24年度の実績について
(5) その他

■議事1 委員長、副委員長の選任について

- 委員からの推薦により、増田委員を委員長に選任
委員からの推薦により、金井委員を副委員長に選任

■議事2 子ども・子育て関連3法について

■議事3 需要調査について

- 資料に基づき、事務局から説明

<委員からの事前質問と回答について>

○星委員からの質問:

- (1) 資料2-1 P.3「子育てをめぐる現状」について
まわりに不妊で悩んでいる人も少なくない。そういう人々の支援も必要だと思う。婚姻年齢が年々上がっているの、これからもっと必要になるのではないか。
- (2) 資料3別添「調査票のイメージ」P.11 問21について
幼稚園を利用されている方の長期休暇期間中の教育・保育の事業を知らないで働くことを躊躇している母親が意外といる。もっと情報提供していくべきではないか。
- (3) 資料3 P.7「見込み量が十分ではないとの意見」について
地域の子育て支援の認知度が十分でないと書いてあるが、もっと認知していただくために工夫していく必要があるのではないか。

○回答:

- (1) 本市では、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精、顕微授精など)を受けた夫婦に対し、少子化対策として経済的負担の軽減を目的に、治療に要した費用への助成を行っている。一つ目として、特定不妊治療に要した費用のうち、神奈川県不妊に悩

む家庭への特定治療支援事業で、神奈川県から受けた助成額、これは一回の治療につき上限15万円、控除した額につき一回の治療で10万円まで、一年度あたり2回、初年度については3回まで助成している。これは通算5年間で、合計10回を上限に助成している。また、所得制限（夫婦合わせての所得金額が730万円）を超えたため、神奈川県の助成を受けられない夫婦に対しても、本市では平成23年度から一回の治療につき10万円まで、一年度あたり1回の助成を県下で唯一行っている。これは通算5年間で限度としている。（高橋委員）

(2) ご指摘のように、あまり周知されていないというのを実感として持っている。長期休業期間のみならず、通常の開業期間を含め、本市では現在登録されている35園中、30園が一時預かりという形態で保育教育を実施している。しかし、こちらで各幼稚園の詳細な情報は掴みきれておらず、なかなか行政を通じて案内が出来ていない。今後は、この園ではどのようなサービス提供がされているかだとか、併せて利用金額がどういった設定になっているかなど、そういった面を調査し、広く周知出来るようにしたいと考えている。

(和田委員)

(3) こちらの資料については、市町村が子ども・子育て支援事業計画を作成するにあたり、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえ、量の見込みを設定していくことになる。国がこの需要調査の調査票についても現在検討しており、利用状況の把握にあたって国の子ども・子育て会議の委員が意見を述べていて、考慮すべき点ということで記載されている。これは国の子ども・子育て会議の委員がニーズ調査に関する意見として、「地域子ども・子育て支援事業について、全国的に言えば実施箇所数が少なく、保護者の認知度が低い、ニーズがあっても身近ではないので実際には利用率が悪い事業で、実施箇所数が増えていないというマイナスのスパイラルになってしまいがちである」という意見を述べている。本市に関して言えば、「後期計画における実績と目標事業量」（広報ふじさわ 6/10号 P.6）に記載のとおり、目標事業量と実績については既に達成しているものもある。また、認知度に関して言えば、昨年実施した「次世代育成支援行動計画」の中間年の評価としてのアンケート調査においては、子育て支援センターの認知度は80%であるものの、利用率は45%、つどいの広場については認知度が30%、そのうち利用率は35%、一時預かりの認知度は70%前後あるものの、利用率については10~15%である。ファミリー・サポート・センターの認知度は61%で、利用率は11%となっている。何れにしても、周知にあたっては母子手帳交付時に子育てガイドを配付したり、出産後については生後4ヶ月までのお子さんがある家庭には全戸訪問を行ったりしている。また、1歳半健診においては子育て事業の紹介をしているが、まだまだ認知度が低いということが実際に挙げられている。

なお、8月10日号の広報一面を使って子育て支援センターもアピール、紹介する。特集面を使い、施設だけでなく子育て支援事業全体に関しても周知していく必要があると十分認識しているところである。（佐藤委員）

○小林委員からの質問：

- (1) なぜ保育園は認可という制度なのか。
- (2) 公立保育園と認可保育園の違いは何か。
- (3) 公立保育園の保育士の給料設定はどういう基準であるか。
- (4) 市立幼稚園がないのはなぜか。

○回答：

(1) 保育園の認可制については、現行の児童福祉法に基づき保育に欠けるお子さんを見るという規定である。保育サービスについては、公立であろうと別運営主体であろうとも基本的には同一のサービス提供がなければならないということで、いわゆる認可制という制度を導入している。なお、認可主体については市町村ではなく、都道府県が認可となるので、本市については神奈川県が認可を行っている。(和田委員)

(2) 実施主体は市町村が実施することになるので、実施主体として公立で実施する部分と、主に社会福祉法人等の公立以外の法人立保育所が共存しているというのが現状である。(和田委員)

(3) 公立保育園の保育士については地方公務員であるため、公務員の給与体系に基づいて給与決定がなされる。(和田委員)

(4) 公立幼稚園が本市になぜ存在しないのかという理由については、基本的には承知していないが、県下でも公立の幼稚園をお持ちの市町村というのはあまりない。私が知る限りでは、平塚市が一園ほど実施をしているという実績があるようだが、それ以外の市町村に関しては、おそらく公立の幼稚園はほとんど存在しないのではないかと思う。理由については、福祉の視点ではなく教育的視点からだと思われる。本市については、私立の幼稚園がそういう提供を多くやっていたらいいということなので充足できているかなと思うが、理由についてははっきりわかっていない。(和田委員)

・公立幼稚園については平塚市だけではない。ぜひ調べたうえで、また答えていただいた方が良くと思う。(増田委員長)

<意見交換等>

・直近の国の子ども・子育て会議の資料は精査してとの話しが事務局よりあったが、可能な限り早い時期において資料を出していただく方が良くはないか。それは、精査するというよりも、むしろそのままを出してもらい、それらを委員が判断していくというのが良く思う。ただし、内閣府のホームページを見ればすぐに情報が入るので、皆様方も積極的にそういった資料を出していただくのも良いのではないかと思う。(増田委員長)

→スケジュールについては、先日、第6回国の子ども・子育て会議が開かれ、その中で基本指針について、ひと区切りということになった。今後は、委員長と内閣府で文言などを整理し、8月6日の県・都道府県に説明があるとのこと。そこでまとめた資料が出たら速やかに報告する。(事務局)

・新制度は「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の三本柱とあるが（資料 3 P. 3）、2ページの「子どもの保護者の特定教育」にある「特定教育」という解釈はどのようなことか、もしわかれば教えていただきたい。（金井副委員長）

→3歳から5歳の教育というのが、特定教育にあたる。子ども・子育て支援法の法律の中ではこういう特定教育という書き方になります。意味は同じとなっている。（事務局）

・もう少し藤沢市の実態を、現時点である程度数字的なものも含めて提示をしていただくと、委員の皆様も具体的に藤沢の何をこれから考えていこうかという時に必要なことだと思う。特に、質問事項、これから調査票を作っていく際、ほとんどは国が示すものに沿ってやっていかざるを得ないと思うが、詳細を検討する際に藤沢市の実態をできるだけ直近のものを理解しておくことが大事なのではないか。可能な範囲で、出来るだけ事前に資料を配布していただけるとよろしいのではないかと思います。

もし、「こんな資料があったら良いのではないか」という意見があれば伺いたい。（増田委員長）

→私の立場は株式会社で参加しているので、会社という意味では利益ということはもちろん考えなければならないが、もともと認可外保育園をやりながら認定になったとか、あるいは先程紹介したベビーシッター事業をやっているという中で、保護者の皆様からの色々なご質問やご要望、ご意見がある。一方で、データや数値というお話もあったかと思うが、ベビーシッターという保育サービスは、ファミリー・サポート事業と似ている部分があると思う。ファミリー・サポート事業の方は、お預かり会員の方々のお宅にお子さんを預ける、一方でベビーシッターはシッターさんがご家庭を訪問することになる。そういう意味では似ているサービスになるが、メリット、デメリットがある。

私どもが対応している数や保護者の利用形態・目的について、データが揃ってきている。ベビーシッターというものは、実は市町村を飛び越えて茅ヶ崎市や平塚市、鎌倉市からの要望もあるわけで、今回は藤沢市の子ども・子育て会議ということで、藤沢市のためにどのような施策をうっていけばいいのかということにポイントを置くのは重々承知している。国や県、それから地域の実情に合った、各家庭でも様々なニーズ、これをデータ化すると、藤沢の地域における子育て施策の一つのたまが出来るのではないかと考えている。事業の発展も当然あるが、これだけ困っているお父さんお母さんがいるのではないか。仕事がどうしても休めない状況の中、ベビーシッターにどうしても来てもらわないとならない、一時保育も入れないし認可に関しては諦めている、というような声も聞かれる。そこを言葉だけでなく、データとして件数やエリア別、またどうして利用したかなど、最大限のデータをお見せできるかと思っている。そこで、ファミリー・サポート事業とこういったものについても広めていくことが、藤沢として湘南として、相応しいサービスなのではないかというように思います。

正直なところ、一番聞かれるのが「ベビーシッターに頼むと金額が…」という声である。3法の中で、施設型保育と、大きく分けるともう一方で地域型保育がある。地域型保育の中に小規模家庭的居宅訪問があり、この居宅訪問型保育というのがベビーシッターに相当

するものだと思っている。地域の実態に合わせ、地域型保育を藤沢市でこのような形で考えているという施策もよろしいのではないかと思う。そういったデータを近々にお見せしながら、そういった部分も協議できればと考えている。

あともう一点、地域性の話になるが、私どもは辻堂でやっており、茅ヶ崎市に隣接するが、認可も入れないし認可外もなかなか厳しいよねということで、市町村を跨いでという話があります。これは鎌倉や大船など、隣接する地域のこともあるかと思う。細かいところはわからないが、地域連携というところも、隣接する市町村と3法の中で、予算的にも仕組み的にも連携できる施策が出ると良いのではないかと思う。(浅原委員)

・子ども・子育て関連3法や、あるいは理解の仕方、そしてこの会議で検討しなければならないこと、このあたりをもう一度しっかり整理しておかないと先に進まないのではないか。とにかく、今回は全体像をすべての子どもの子育て支援、こういったものを今までとは違った捉え方で見ていくという委員会なので、出来るだけ情報を正確に、しかも的確な判断をするために多様な情報を互いに提供し合い、考えを出し合いたい。(増田委員長)

■議事4 次世代育成支援行動計画の平成24年度の実績について

資料に基づき、事務局から説明

<委員からの事前質問と回答について>

○新實委員からの質問

(1) 資料4 P.8 (事業No.79) 幼児理解について

学校での実践的・体験的な学習を通して「用事理解」の推進がはかれるよう支援するとあるが、こちらについて具体的事例を教えてください。

(2) 資料4 P.15 (事業No.162) 母子生活支援施設の充実について

就労相談などの相談は母子生活支援施設内で行われているか、また求人情報も入手できる環境になっているか。

(3) 資料4 P.6 (事業No.64) 子どもの事故防止事業の推進について

公民館と保育園・幼稚園と連携して開催を考えているか。

(4) 資料4 P.6 (事業No.66) 母子保健事業における食育の推進について

食の安全についての情報はわかりやすく提供されているか。

○回答:

(1) 保育所や保育園とどういった連携、交流をしているか、全学校から教育指導課へ年度末に報告をし、まとめています。そして、次の年度のはじめに各学校の担当者が出席する教育連携担当者会にて各学校での実践内容を紹介するとともに、成果や課題について担当者会内で情報提供を行っている。(事務局)

(2) 施設では、入所者への声掛けを心掛けている。例えば、朝の「おはようございます」「いってらっしゃい」などの挨拶から、入所者が帰ってきた際、自室に向かう前に「今

日はどうだった？」「心配事はない？」など、明日に向かうための心の切り替えの時間として常にコミュニケーションを図るようにしている。入所者は既に就労しているが、好条件への転職を常に考えている方もいる。具体的な就労先を斡旋することは出来ないが、ハローワークや神奈川女性センター内の無料職業紹介所への同行の声掛けや、身近な求人情報の提供を行っている。そのような中で、母子支援員による自立面談を7月と2月の年2回実施している。相談内容の多い順として、養育、家庭生活、住宅、就労などになっており、母子支援員から支援、助言等をしている状況となっている。(須山委員)

(3) 公民館等との社会教育部門との連携としては、主に消防の救命救急課とともに各公民館で実施している乳幼児家庭教育学級の中で、子どもの事故防止と救命救急講座という出張講座の形で事故防止の健康教育を実施している。その他、事故予防という名目ではないが、予防接種や子育て全般、健康などの子育てサークルや保育園からの依頼が入った際、開催している。その中で、事故防止に触れることもある。次に、保育園、幼稚園との連携については、現在でも市民会館や湘南台・善行・長後などの子育て応援メッセなどで、地域の子育て支援機関や保育園や幼稚園等と、健康教育やその他関連で連絡を取り合ったり、顔合わせの機会も多いので、今後は事業の周知をしていく中で、事故防止事業の依頼があったりした場合にはぜひ対応したいと考えている。(高橋委員)

(4) 母子保健の立場からお答えできるのは、乳幼児の食物アレルギーについてである。本市では、食物アレルギーに対して正しい基礎知識と除去食の情報提供を行い、調理方法等の工夫を行い、保護者の不安軽減を図るため、食物アレルギー教室を開催している。対象は満7ヶ月から1歳児と保護者で、開催回数は南北保健センターで各4回、合計8回、従事する職員については栄養士と保健師、定員は各回20組となっている。なお、参加者は毎年増加している。職員である従事者が研修等で得た最新の情報をもとに、貼り紙の掲示や冊子等を作成し、食物アレルギーの基本的な考え方やスキンケアの方法等、わかりやすく説明するようにしている。また、離乳食教室や子供の食生活教室、赤ちゃん教室11ヶ月等、他の教室や地域からの要望により出向いている教室や、乳幼児健診、健康相談の際にも相談にのれる体制をとっている。このご相談の中から、必要ならば食物アレルギー教室を案内している。勿論、ホームページ、広報等でも周知に努めている。(高橋委員)

<意見交換等>

・資料4 P.1 通常保育事業に関して

平成24年度実績の定員数は4,909人となっていて、平成26年度の目標数が4,802人に減っているのは何か理由があるのか。実績よりも目標が低いのは、目標がもっと前にたてられたからなのか。(豊田委員)

→目標設定をした年次が古いため、26年度の目標値の方が少なく見えている。実績値の方が上回っているので、当時の計画は上回って既に達成しているというのが、数字的に逆転していることである。(和田委員)

・資料4 P.5 (事業No.56) こんにちは赤ちゃん事業の充実について

こんにちは赤ちゃん事業の実施率が98.6%ということで、100%ではない。返信が遅れると連絡をいただけると伺っているが、残り1.4%の人々が、最悪の場合、虐待やネグレクトであったら嫌だなと思っている。どういった状況で1.4%が出ているのか。(豊田委員)
→ご指摘の通り、理想的には4ヶ月までの赤ちゃん訪問の実施率は100%を達成したいところだが、やはり訪問拒否など、「会いたくない」というお母さんもいる。また、周りの方に何も告げずに市外に出掛けるといった不在の場合もある。そういったケースも含め、この数字になっている。そういう場合は必ずケース対応会議を開き、その方々をどういった形で追跡していくべきか、フォロー体制をとっている。(高橋委員)

・藤沢市は電縁都市ということで、ホームページなどが充実している。先程紹介された食物アレルギー教室などは、仕事をもつ人にとっては行けない場合が多い。出来れば資料をホームページに掲載してもらえると、参加出来なくても勉強出来るかなと思う。(豊田委員)

・資料4 P.6(事業No.61)、P.15(事業No.163)発達相談センターについて

ハンディキャップのあるお子さんや、発達がゆっくりなお子さんに関して、早期発見と連携がうたわれている。実際、幼稚園での事実としては、そういうお子さんの保護者に対して事実をお伝えし、発達相談センターまでいっしょというところは繋がれているが、その後の器が今はしっかり出来ていないというのを実感している。最近、発達の違いや遅れのあるお子さんが増えているということは確かだが、それに対しての器が追いついていないというのが現状ではないか。幼稚園としては、保護者の方に専門機関と連携していただくためにせっかくお越しいただいても、実際には「受け入れる器が今はないのでお待ちください」とか、対応として、幼稚園側は少々不信感を抱いてしまうようなところが現状としてあるので、これからしっかり対応していただきたいというのが要望である。(國尾委員)

・資料4 P.7(事業No.70) 休日の医療体制について

休日・夜間と謳っているが、木曜日休診の医療機関が多い。園としては、子どもが怪我などをしないよう最善の努力をするのが一番と思っているが、実際にはたまたま木曜日に怪我をしたことが何回かあった。対応ダイヤルに連絡をし、丁寧に対応してもらえたが、実際には「開いているお医者さんはどこにもありません」で終わってしまうことや、圏をまたいで茅ヶ崎市や鎌倉市の医療機関を紹介していただいたこともある。藤沢市として、対応について考えていただけるとありがたいと思っている。(國尾委員)

・待機児童ゼロというのが子育て支援であると国で謳われているが、一番大事なことは子どもの育ちであり、話しは進めていると思う。保護者の方が仕事をしやすいようにという以前に、子どもたちにとって何が一番大事であるか。器があればいい、受け入れ場所があればいいということでなく、この先、子どもたちの成長では乳幼児期の基本的人格の形成

時期は生涯にわたり本当に一番大事な時期である。今後のいじめや引きこもり、ひいては犯罪に通じるようなところの原点を担う大事なところだと思う。ますます「少しでも沢山の方が働くことができるように」ということで、子どもたちを長時間施設に入れてしまえ、外で遊ぶこともなく室内ですっと過ごすことなく、子どもたちが幼児期をより豊かに過ごせるような施策を考えていただきたいと思っている。(國尾委員)

・子どもの最善の利益、心身ともに健やかな育ち、それは生活する場がどこであろうとも保障されるものであるということを求め、これから検討していくということである。(増田委員長)

・資料4の事業評価の仕方について

例えば個別評価の中で、基本目標を「仕事と家庭の両立推進」が「A」となっていて、この「A」というのは138～141までのラインがあると思う。その142以下の事業は恐らく達成しているというところになるかと思うが、138～141というのは、ライフワークバランスの中でとても大事な部分であり、これが「A」となれば胸を張って座っていられるが、全体的に「A」なのだろうかと思っている。

事業No.138・139が「A」の評価となっている。これは果たして本当に「A」なのか。本当に「A」ということで確認されるのであれば、市内の企業は「働くお母さん、子育て中のお母さんに対し、まあまあの線をいっていますよ」という解釈になるのではないのでしょうか。企業の立場で言うと、全体的に見てそこが課題になっているので、主管課の事業の評価が本当にこういう評価なのかなというのが気になっている。「お母さんたちにとって働きやすい企業が幾つですよ」「これを幾つにしますよ」という目標であれば別の評価が出来たと思うが、単に啓発、譲歩というところでの目標では「A」でもしょうがないが、目標の問題を「ライフワークバランスを推進する」ということであれば、もう少し目標数値の項目を精査しながら進めた方が良いのではないかと。(金井副委員長)

・藤沢市の実態を考えた時に、立てた目標に対しては「A」であったかもしれないが、色々な観点から言った場合、「A」評価の項目であっても様々な課題があるという認識のもと、これからの次世代育成に関しても検討が必要ではないでしょうか。(増田委員長)

■事務局から

次回の会議は、9月5日に開催する。

以上